

村上市が暴力団排除措置を講ずるための
連携に関する合意書

村 上 市
村上警察署

村上市が暴力団排除措置を講ずるための連携に関する合意書

村上市長及び村上市教育委員会教育長（以下「甲」という。）と村上警察署長（以下「乙」という。）は、村上市暴力団排除条例（平成 25 年村上市条例第 3 号。以下「条例」という。）第 6 条の規定の実効性を確保するため、甲が暴力団排除措置を講ずるための甲と乙との連携に関し、次のとおり合意する。

（定義）

第 1 条 この合意書において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 暴力団排除措置 条例第 6 条に規定する措置をいう。
- (2) 暴力団 条例第 2 条第 1 号に規定する暴力団をいう。
- (3) 暴力団員 条例第 2 条第 2 号に規定する暴力団員をいう。

（排除対象者）

第 2 条 暴力団排除措置の対象となる者（以下「排除対象者」という。）は、次に掲げる者とする。

- (1) 暴力団
- (2) 暴力団員
- (3) 役員等（法人である場合にはその役員、その支店又は営業所の代表者その他これらと同等の責任を有する者をいう。）が暴力団員である者
- (4) 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与している者
- (5) 自己、その属する法人、法人以外の団体若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している者
- (6) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与している者
- (7) その他暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者

（規程の整備）

第 3 条 甲は、暴力団排除措置を講ずるために、必要に応じ、所要の規程を整備するものとする。

2 乙は、甲が行う事務又は事業により暴力団を利することとならないようにするため、所要の規程を整備する必要があると認めるときは、その旨を甲に要請することができる。

（照会及び回答）

第 4 条 甲は、暴力団排除措置を講ずるため、甲が行う事務又は事業が暴力団を利するおそれがある場合は、当該事務又は事業の相手方が排除対象者であるか否かについて、別記様式第 1 号により乙に照会することができる。

2 乙は、前項の規定による照会があったときは、事務又は事業の相手方が排除対象者であるか否かについて、別記様式第2号により甲に回答するものとする。

(通報)

第5条 乙は、前条の規定による場合のほか、甲が行う事務又は事業の相手方が排除対象者であると認めた場合は、別記様式第3号により甲に通報するものとする。

(結果の通知)

第6条 甲は、第4条第2項の規定により排除対象者である旨の回答又は前条の規定による通報を受けた場合において、暴力団排除措置を講じたときはその具体的内容を、講じなかったときはその理由を別記様式第4号により乙に通知するものとする。

(不当介入への対応)

第7条 甲は、契約の相手方に対し、自ら又は下請人等が契約の履行に当たり、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力(以下「反社会的勢力」という。)から不法行為又は不当な要求(以下「不当介入」という。)を受けたときは、警察に通報を行うとともに捜査上必要な協力を行うこと及び甲への報告を行うことを義務付けるものとする。

2 乙は、契約の相手方から前項の規定による通報を受けたときは、速やかに別紙様式第5号により甲に対して通知するものとする。

3 甲は、契約の相手方から第1項の規定による報告を受けたときは、速やかに別紙様式第6号により乙に対して通知するものとする。

4 乙は、契約の履行に当たり、反社会的勢力から不当介入を受けたにもかかわらず、契約の相手方が警察への通報を怠ったと認められる事実を認知したときは、速やかに別記様式第7号により甲に対して通知するものとする。

5 乙は、不当介入を受けた契約の相手方が、警察への通報及び甲への報告をしたときは、その内容に応じて、対処要領を教示するとともに、違法行為については、迅速かつ確実な取締りを行い、不当介入を受けた者及び甲の職員に対する万全な保護対策の徹底を図るものとする。

(情報管理)

第8条 甲及び乙は、この合意書の運用により取得した個人情報 を適正に管理し、当該個人情報 をこの合意書に定める暴力団排除措置の目的以外には使用しないものとする。

(連携)

第9条 甲及び乙は、甲が暴力団排除措置を講ずるに当たり、情報交換又は具体的事案への対処のため必要があるときは、協議するものとする。

2 甲は、暴力団排除措置を講ずるに当たり、当該暴力団排除措置の対象者から不法行為又

は不当な要求を受けるおそれがあると認めるとき、当該暴力団排除措置の対象者から訴訟を提起されることが予想されるときその他必要があるときは、乙に対して支援及び協力を求めることができる。

3 乙は、前項の規定による支援及び協力の求めがあった場合は、甲に対し必要な支援及び協力を行うものとする。

(適用除外)

第10条 甲による暴力団排除措置に関し、法令等に定めがある場合又は別に合意書等を締結している場合は、第4条から第6条までの規定は適用しないものとする。

(協議)

第11条 甲による暴力団排除措置に関し、この合意書に定めのない事項又は合意書の運用に必要な事項については、その都度甲及び乙が協議の上、決定するものとする。

この合意書の締結を証するため、本書3通を作成し、甲及び乙が記名押印して、各自1通を保有するものとする。

平成25年7月1日

甲 村上市長 大 滝 平 正

村上市教育委員会教育長 圓 山 文 堯

乙 村上警察署長 市 川 聡